

議案第 2 号

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 1 1 3 号）の公布に伴い、条例の規定を整備するため、君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 0 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員を」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

君津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(管理者)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和9年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者が、介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員を」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。_____</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成33年3月31日</u>までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができる。</p>